

各 位

今般、国土交通省より、高齢者や障害者等の方々にとって利用しやすい駐車場づくりの取組の推進に資するパンフレットを作成した旨の通知がありましたので、駐車スペースの整備等を実施されるにあたりご参考にされますようご連絡申し上げます。

全日本駐車協会

事 務 連 絡

平成23年5月12日

社団法人 全日本駐車協会 様

国土交通省 総合政策局  
安心生活政策課

障害のある方向け駐車スペースの適正利用に係る普及啓発の推進について

日頃よりバリアフリー施策の推進にご協力をいただき、有難うございます。

さて、国土交通省におきましては、バリアフリー法に基づき、関係施設における障害のある方向けの駐車スペースの整備の促進を図っているところですが、多くの方が利用する駐車場の障害者等用駐車スペースに障害のない人が駐車しているために、障害のある人が駐車できない問題が発生しています。

また、車の乗降に広いスペースが必要な車いす使用者や他の障害者、高齢者等がともに利用しやすい駐車場の整備が求められています。

このため、国土交通省では駐車場を運営管理する方々に参考にしていただくため、不適正な駐車を防止するための取組や高齢者や障害者等の方々駐車場をより円滑に利用できるような取組を紹介し、高齢者や障害者等の方々にとって利用しやすい駐車場づくりの取組の推進に資するパンフレットを作成致しましたので、送付させていただきます。

つきましては、障害者等用駐車場の適正利用のため、貴協会会員の当該駐車スペースの整備等に関するご参考としてご活用いただきたくお願い申し上げます。

なお、パンフレットの電子媒体は、国土交通省ホームページ（下記 URL）にも掲載しておりますので、併せてご活用下さい。

<http://www.mlit.go.jp/common/000143891.pdf>

以上

連絡先：国土交通省総合政策局安心生活政策課  
浦口(24215)、野田(25506)  
03-5253-8111(代表)  
03-5253-8305(直通)